

四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第15号

四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年四日市市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき</u></p> <p>(2) <u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設</u></p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p>

の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(食事)

第16条 (略)

2 (略)

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4及び5 (略)

(職員)

第24条 (略)

2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) (略)

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(食事)

第16条 (略)

2 (略)

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4及び5 (略)

(職員)

第24条 (略)

2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) (略)

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも

該当しない者

3 及び 4 (略)

(居宅訪問型保育事業)

第 3 8 条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

(1) から (3) まで (略)

(4) 母子家庭等 (母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号) 第 6 条第 5 項に規定する母子家庭等をいう。) の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は 保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(設備の基準)

第 4 4 条 事業所内保育事業 (利用定員 2 0 人以上のものに限る。以下この条、第 4 6 条及び第 4 7 条において「保育所型事業所内保育事業」という。) を行う事業所 (以下「保育所型事業所内保育事業所」という。) の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) から (7) まで (略)

(8) 保育室等を 2 階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を

該当しない者

3 及び 4 (略)

(居宅訪問型保育事業)

第 3 8 条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

(1) から (3) まで (略)

(4) 母子家庭等 (母子及び寡婦福祉法 (昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号) 第 6 条第 4 項に規定する母子家庭等をいう。) の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(設備の基準)

第 4 4 条 事業所内保育事業 (利用定員 2 0 人以上のものに限る。以下この条、第 4 6 条及び第 4 7 条において「保育所型事業所内保育事業」という。) を行う事業所 (以下「保育所型事業所内保育事業所」という。) の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) から (7) まで (略)

(8) 保育室等を 2 階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を

3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア (略)

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区 分	施設又は設備
(略)		
4 階 以 上 の 階	常 用	1 建築基準法施行令第12 3条第1項各号又は同条第 3項各号に規定する構造の 屋内階段
		2 (略)
(略)		

ウからクまで (略)

3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア (略)

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区 分	施設又は設備
(略)		
4 階 以 上 の 階	常 用	1 建築基準法施行令第12 3条第1項以上各号又は同 条第3項各号に規定する構 造の屋内階段
		2 (略)
(略)		

ウからクまで (略)

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)